

グリーン経営認証取得・更新補助要領

1 目 的

中部交通共済協同組合がグリーン経営認証を取得する組合員に対し、その認証取得に要する経費の一部を補助することにより、組合員が環境に配慮した経営をし、企業の社会的責任として環境問題にも積極的に取り組み、ひいては燃費向上効果によるエコドライブ推進、車両整備点検等による交通事故防止対策の普及を図ることを目的とする。

2 用語の定義

(1) グリーン経営認証とは

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（以下「エコモ財団」という。）が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取り組みを行っているトラック事業者に対して、審査の上、認証・登録を行うものである。

3 補助対象

補助対象期間内にエコモ財団へ認証審査申請を行い、新規又は更新の審査・登録を完了した事業者とする。但し、更新審査において、書面審査により生じた支払料金の申請は、補助の対象外とする。

4 補助対象期間

補助対象期間は、毎年度4月1日から翌年3月末日までの間に審査済み・登録料支払い済みであること。

5 補助金額

1 組合員あたり（上限20,000円）

※各年度における補助金の総額は事故防止対策委員会で決定する。

※トラック協会等の助成金額を差し引いた金額を上限とする。

6 補助対象経費

対象とする経費は、次のとおりとする。

- (1) 審査料
- (2) 登録証発行料
- (3) 定期審査料
- (4) 登録維持料
- (5) 指導・情報提供料等

※審査・登録に伴う交通費、宿泊費は対象となりません。

7 提出資料

グリーン経営の認証を完了した組合員は、次に掲げる資料を補助申請の際提出するものとする。

- (1) グリーン経営認証取得補助金申請書（様式 1）
- (2) グリーン経営認証登録証の写し
- (3) グリーン経営認証登録料等請求書及び明細書の写し
- (4) エコモ財団が発行したグリーン経営認証登録料等領収書の写し

8 補助金の申請方法

提出資料を添えて事故防止部へ直接送付してください。なお、補助金申請は必要書類取付け後、速やかに行います。

9 その他

組合より補助に伴う支払いをした組合員に対し、必要に応じグリーン経営に関する報告等を求めることができるものとする。

※参考 各地域のトラック協会の助成制度実施状況（2025 年 2 月現在）

団 体 名	新 規	更 新
愛知県トラック協会	100,000 円（1 事業所）	50,000 円（1 事業所）
福井県トラック協会	50,000 円（1 事業所）	20,000 円（1 事業所）
石川県トラック協会	助成制度無し	助成制度無し
富山県トラック協会	助成制度無し	助成制度無し
静岡県トラック協会	助成制度無し	助成制度無し
岐阜県トラック協会	30,000 円（1 事業所）	20,000 円（1 事業所）